様式第２号（第３条関係）

|  |
| --- |
| 汚水控除施設認定通知書第　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　年　月　日付けで申請のありました汚水控除施設について、次のとおり決定しましたので、出雲市公共下水道使用料条例施行規程第３条第２号の規定により通知します。 |
|  | 決定区分 | □認定します　　□認定しません |  |
| （理由） |
| 汚水量の算定方法 | □給水量から控除量水器による水量を差し引いた水量を汚水量とする。 |
| □控除量水器による水量を汚水量とする。 |
| □その他（　　　　　　　　） |
| 使用場所 |  |
| 営業内容 |  |
| 期間 | 年　　　月　　　日から |
| 条件 | ・控除量水器を設置した場合は、計量法施行令第１８条その他法律等に定める期間ごとに控除量水器の交換をすること。・２月ごとの汚水控除量を様式第３号により申告すること。 |
| 注　あなたが提出された汚水控除施設認定申請書の記載事項に変更があったときには、改めて申請してください。なお、虚偽の申請等により認定を受けたときは、認定を取り消します。１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |